

第七回 参議院内閣委員会會議録第二十九号

(五九四)

昭和二十五年五月一日(月曜日)午後一時四十分開会

本日の會議に付した事件

○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○經濟調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○調査承認要求に関する件

○調査報告に関する件

○連合委員会開会に関する件

○委員長(河井彌八君) それでは内閣委員会を開会いたします。

先ず行政機關職員定員法の一部を改正する法律案を問題といたします。委員諸君から御質問がありますればこの際願います。

○三好始君 直接改正案の内容の問題ではありせんけれども、基本的な問題として一応伺いたいとおきたいのであります。人事院が今日雇大な機構を擁して活動をしておられるわけでありまして、人事院の定員が定員法上除外されております。これは現行法第一條で明らかに含まれておらないのでありますから、法律そのものとしては技術的に何の問題がないのであります。が、實際問題として人事院の定員を今日のままの形にして置くのが適當であるかどうかについては、いろいろ問題もあるかと思つております。そういう点について長官の方でどういうお考えなのか承りたいのであります。これは国家行政組織法上規定するところとは全然別な存在になつておるよう

に思つておりますが、これらの点を併せて御見解を承りたいのであります。

○國務大臣(本多市郎君) お話の点は私といたしましても行政管理局の所管ではございせんけれども、やはり國家機關の雇大化という点から心配いたしておる点でございまして、国会、裁判所、会計検査院、人事院等、行政管理局としてはこれに關与することができませんので、専ら国会においてその御判断を強力に願わなければならぬ今日の状態になつておるのでござい

ます。人事院の現状についてそれではどうであるかと申しますと、國家公務員法上、人事院の職務は極めて重大であり、又複雑なる職階制等が制定されようとしたところからございまして、そのうち、只今の程度の規模は止むを得ないものではないかと考えますが、他の行政機關のように定員法等がないために、將來更に雇大化の虞れがありはしないかということにつきましては、今後十分考へて行かなければならぬ問題であると考えております。この点につきましては將來の政府全体の問題として研究して行きたいと存じます。人事院の独立性と關連する問題でござい

ますので、相當その点から研究をしなければならぬと考えております。

○三好始君 只今の問題で、人事院の定員が定員法上含まれておらないのは、人事院が行政機關でないという見解に立つものですか。それとも人事院の独立性を尊重する建前なり何らかの特殊な事情からそうなつておるといふことなのですか。

○國務大臣(本多市郎君) これは人事院の独立性を確保するという見地から、國家行政組織法の適用が除外されておるものと考えております。

○三好始君 独立性を尊重する建前から特別な取扱ひをしておるもののように了解いたしますのであります。が、独立性という点から言へば人事院に準ずるような組織権限を持つておるものも他に例が全然ないとも言へんのではないかという気がするのであります。例えて申しますと目下審議中だと思つて

おりますが、財政委員会もそう申しますと行政組織法上或いは定員法上特別な問題が起つて来るように思つておるものであります。人事院だけが恐らく行政機關として特別の取扱ひを受けておるのじやないかと思つておるのですが、將來そういう独立性を持つた機關がいろいろ現れて来た場合に、それらは定員法にも規定されけれども、人事院だけはどうにも動かせないというやうな特別の事情でもあつたのですか。

○國務大臣(本多市郎君) 全くお話の通りの状態でございまして、只今のところ独立性という点において人事院のやうな形、即ち内閣の所轄という建前を取つておるもの、更に今回の地方財政委員会のように内閣總理大臣の所轄というやうな形を取つておるものが

ございまして、この人事院が國家行政組織法の適用を受けないというのは、國家公務員法の規定によるところでござい

ます。その独立性の権限内容によることとございまして、地方財政委員会設置法の内容におきましては、殆んど人事院と予算その他についても同じやうな独立性が確保されておるのでござい

ます。これに對しまして人事院と同等の内閣所轄にして國家行政組織法の適用からこれを外すべきではないかという意見もありまして、研究をいたしたのでござい

ますが、政府といたしましては、やはり國家機關の雇大化を行政組織法或いは定員法によつて抑えて行くという意味からも、是非これは總理大臣所轄……國家行政組織法に基

て、内容においては人事院に等しい獨立権限を持つておりますけれども、か

が、表に規定しておる数字に拘わらず、特に必要がある場合においては、予算の定める範囲内において、政令の定めるところにより、増加することが

できる。この規定が何故必要なのか。又定員法の一部を政令に委任することが適當なのかどうかということが問題なんでありまして、この規定の生

れて来た事情を御説明頂きたいと思つております。この問題は、私の一応の

氣持を率直に申し上げますと必要があるのかないのか非常に疑問に思つてお

ります。一応御説明頂いてその上更に尋ねたいと思つております。

書の趣旨になるかと思うのですが、この点御説明頂きたいと思います。

○政府委員（中川融孝） 五千六十何人という現在の改正前の現行定員法の定員をそのまま置いていいという趣旨ではないのでありまして、第四項の但書の趣旨は、一応三千百五十八人というのが九月三十日までの定員になる。この範囲内で援護庁は事務を賄うのでありますが、突発的な情勢の変化等に

団並びに特別調査庁のごときは、その仕事を中心になつております。いわゆる経済関係法令というものはございませぬ。特別調査庁に例を挙げますと、結局物を買ひましたり、作りましたり、或いは不要になつた物を売却するというふうなことになるまして、いわゆるその中心になります経済関係法令がございせんので、第一條の三号のような表現では適當ではないというふうなことから、特にこの二つの公団及び特別調査庁を特掲するという形式によつた次第でございます。

案の一部修正案、経済調査庁法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第一條の二の改正規定の但し書を削る。この理由については簡単に御説明申し上げます。第一條には政府原案として決定されておるわけでありまして、これによりまして、「経済調査庁は前條に規定する事務の外、特別調査及び経済の監督を行うことが出来る。」というふうなことになるので、衆議院は更に但書を加えまして、「但し特別調査庁については一年間を限り行うものとする。」というふうなことに衆議院は修正しておつたわけでありまして、経済調査庁が特別調査の業務の調査及び経済の監督を行うにつきましては、これを一年間に限ることとは何れも必然的な根拠が認められないのであります。この調査及び監督の性質から考えまして当を得ないと考えられますので、この衆議院の修正部分のうち、修正部分を削除いたしまして、第一條の二を政府の原案に服するものが修正案の内容及び理由であります。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては経済調査庁法の一部を改正する法律案は修正議決となりました。それではこれを本會議に報告いたします場合には、報告については委員長にお任せ願ひたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

次に本案に賛成のお方の御署名をお願いします。

多数意見者署名
カニエ邦彦 梅津 錦一
小杉 繁安 竹下 豊次
伊達源一郎 堀 眞琴
三好 始

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては経済調査庁法の一部を改正する法律案は修正議決となりました。それではこれを本會議に報告いたします場合には、報告については委員長にお任せ願ひたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

次に本案に賛成のお方の御署名をお願いします。

多数意見者署名
カニエ邦彦 梅津 錦一
小杉 繁安 竹下 豊次
伊達源一郎 堀 眞琴
三好 始

○委員長(河井彌八君) それでは次に定員法の審議に入らうと思ひます。ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○理事(カニエ邦彦君) 速記を始めて下さい。

○梅津錦一君 お尋ねしたいのですが、特許庁関係でありまして、特許庁はまあ専売特許、実用新案、意匠登録、商標、いろいろの事務内容が分れておるのですが、特にその問題になるのはこの特許に対する処理問題ですが、三月末現在に未処理の件数が、どのくらいあるかちよつとお尋ねしたいのですが。

○委員長(河井彌八君) 他に御質疑がありませんならば、これから討論に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) それではこれから討論に入ります。

○カニエ邦彦君 行政機関の事務運営の状況に關して本委員会が調査をする動議を提出いたしました。その内容としたしましては行政機関の事務の運営の状況、特に綱紀の矯正を目的とする調査、その目的は、現在までに行われた行政機関改革後において、行政機関が如何なる状態に整備されたか、又今後現状の行政機関を如何に整備すべきかを調査し、今後行われるべき行政機関の刷新に資するということでありまして、

○委員長(河井彌八君) 御署名漏れはありますか……ちよつと速記を止めて下さい。

○三好始君 休前に続いて二、三お伺ひしたいと思ひますが、配付頂きました資料によつて欠員の状態を検討してみますと、殆んどすべての機関に亘つて大小はありますが、欠員が認められるわけでありまして、その総計が二万五千六百二十七人となつておるわけでありまして、これらの欠員の中には、今回改正案によつて増員せられることになつてゐる機関にも相当数の欠員のあるものもあるものであります。

○三好始君 今回の経済調査庁法の一部を改正する法律案によつて、経済調査庁の性格は従来と相当異なつて来るわけでありまして、経済調査庁の任務に鑑みまして、経済の監督等については最近いろいろの問題も起つておる状況にありまして、最善の能力を盡されまして、事務の遂行に遺憾なきを期せられたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 只今三好委員から修正案が発表されました。この修正案に対して賛成の諸君の挙手を願ひます。

○委員長(河井彌八君) 只今カニエ委員から御発言になりました調査要求の件であります。これは議長に対して委員会から許可を求めなければならぬと思ひます。つきましては許可を求めますことに御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。それでは経済安定委員会と国土総合開発法案について連合委員会を開くということに御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 明日の一時に開くことに予定いたしました置きます。さよう御承知願ひます。

○委員長(河井彌八君) 他に御質疑ありませんならば、これから討論に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) それではこれから討論に入ります。

○カニエ邦彦君 行政機関の事務運営の状況に關して本委員会が調査をする動議を提出いたしました。その内容としたしましては行政機関の事務の運営の状況、特に綱紀の矯正を目的とする調査、その目的は、現在までに行われた行政機関改革後において、行政機関が如何なる状態に整備されたか、又今後現状の行政機関を如何に整備すべきかを調査し、今後行われるべき行政機関の刷新に資するということでありまして、

○委員長(河井彌八君) 御署名漏れはありますか……ちよつと速記を止めて下さい。

○三好始君 休前に続いて二、三お伺ひしたいと思ひますが、配付頂きました資料によつて欠員の状態を検討してみますと、殆んどすべての機関に亘つて大小はありますが、欠員が認められるわけでありまして、その総計が二万五千六百二十七人となつておるわけでありまして、これらの欠員の中には、今回改正案によつて増員せられることになつてゐる機関にも相当数の欠員のあるものもあるものであります。

○委員長(河井彌八君) 他に御質疑ありませんならば、これから討論に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) それではこれから討論に入ります。

○カニエ邦彦君 行政機関の事務運営の状況に關して本委員会が調査をする動議を提出いたしました。その内容としたしましては行政機関の事務の運営の状況、特に綱紀の矯正を目的とする調査、その目的は、現在までに行われた行政機関改革後において、行政機関が如何なる状態に整備されたか、又今後現状の行政機関を如何に整備すべきかを調査し、今後行われるべき行政機関の刷新に資するということでありまして、

○委員長(河井彌八君) 御署名漏れはありますか……ちよつと速記を止めて下さい。

○三好始君 休前に続いて二、三お伺ひしたいと思ひますが、配付頂きました資料によつて欠員の状態を検討してみますと、殆んどすべての機関に亘つて大小はありますが、欠員が認められるわけでありまして、その総計が二万五千六百二十七人となつておるわけでありまして、これらの欠員の中には、今回改正案によつて増員せられることになつてゐる機関にも相当数の欠員のあるものもあるものであります。

〔理事カニエ邦彦君退席、委員長〕
着席欠員がこんなに沢山あるのは将来の行政整理を見越して行政機関の方で補充を抑制した結果認められるのか、或いは自然退職等によつて自然に起つて、特別な抑制を加えたというわけではないけれども、この程度の欠員が生じているということなんではないか。その辺の事情はどうなつておりましたか。

○國務大臣(本多市郎君) 特に将来の行政整理を見越して抑制したという理由によるものではございません。例えば文部省一省だけでも、現在ではどうなつておりますか、査定いたします。頃は四千九百人ございました。これらはやはり国立学校の講座がありましてそこに専門の講師を迎えなければならぬが適任者が得られない、学校の卒業生を待つてその人達を入れるとか、或いは講習所に欠員があるが適任者がありませんが、これは抑制ということではないのであります。全く適任者が得られないための止むを得ざる欠員であると思つております。

法務府におきまして拘置所などに必要な守衛さんその他の職員が、希望通りになか／＼適任者が得られないという実情でございます。これは今日までの相当期間をうづつと通覧いたしますと、大体それくらいの欠員は平常の状態ではないかと思つております。

○三好始君 休憩前に人事院の定員の問題についてお尋ねしたのであります。性質は違ひますけれども公団の定員についてもこれを定員法に規定すべきかどうかということについて、ほほ類似の問題が考えられるのではない

かと思つてあります。各公団の職員が特別職の政府職員と考えられておるとすれば、これを一定定員法に規定することも問題になる点ではないかと思ふのであります。これについて長官の方でどういふふうにお考えになつておるのでしょうか。

○國務大臣(本多市郎君) 公団の定員につきましては大体安本長官が権限を持つておることになつておると思ひますが、業務の繁閑又はその性質上その他の一般行政事務に当るものと異にしておりまして置いた方が適當ではないかと考えられます。そういう公団等の職員を他の行政官庁の職員と同じような数の中に併合いたしますことは、却つて一般官庁の普通行政機関の職員の総数定員等について見にくくなるのではないかと思ひます。業務の性質上別途に置いた方が適當ではないかと思つております。

○堀真琴君 極く根本的な非常に幼稚な質問であります。この行政機関職員定員法の一部改正案によりまして、或る官庁については或る程度の増員が認められる、又他の官庁においては減員が認められている。その説明として統制経済が漸次撤廃されて来たのでそれに關係する行政事務を担当する職員が整理されるのだというのですが、もつと根本に遡つて行政というものを國家の機能として見た場合には、今の政府は一体どういふ工合に行政機能というものを考へておられるか。その点お尋ねしないか。今後の定員の問題についてちよつと納得ができませんので、一つ伺ひたいと思います。

○國務大臣(本多市郎君) どの程度の

職能を考へておるかというお話でございますが、それと同時に又その一人当りの行政事務処理の能率に対応する。今度は行政事務についても大体どういふ程度の分量であるかということ、その職員の職能と対応して初めて定員というものは決まるものだろうと存じます。この点につきまして誠に行政事務というものの事務分量というものは、一面からはその分量に限界があるやうでございまして、随時やはり行政事務にはいろいろ難易等の相違が生じて来ますので、なか／＼これを科学的にその事務分量と更に一人当りの職能を以て何人を要するかということ、誠にこれは算出しにくいのでございまして。そこで結局はこれを監督してあります各省におきまして、その繁閑の釣合それから一人当りの仕事の釣合等を考へて査定をして行くのではないかと思つております。尤もその事務の性質によりまして本當の事務的のものを処理するといふ範囲内においては、大体において一人当たりどれくらいだから何人を要するだろうというやうなことが見られるのでございまして。けれども、全般的にはなか／＼そうした基準は只今のところでは科学的に據まれないのではないかと、更に研究を要するものではないかと思つております。これも職階制等によりましてどういふ部局にはどういふ職の者が何人というやうな制度が段々確立されて行きますと、おのずからその職能をそれに対する部局の仕事に対する定員というものが段々固まつて行くのではないかと存じますけれども、只今のところでは只今申しましたやうな比較から釣合を取つて行く外はないように考へております。

○堀真琴君 私のお尋ねしたのはそういうことよりももつと根本的なことなんです。フランクシヨンとしての行政というものを政府がどう考へているか。フランクシヨンとしての行政の観念というものは、ナハトヴェヒタースタート、夜警國家ですか、國家の中立性が要求された場合と、そうじゃなくてウオルファルツスタートと申しますか、現在の福祉國家という觀念の下においては、違つて来ておると思ふので。従つてそのことをはっきり認識しないと機械的にこの統制事務がなくなつたのだからそれだけ人を減らせばいいのだ、或いは終戦処理事務がなくなつたから人を減らせばいいという形になつて出たものでは、本當の國家の職能としての行政の十全を来すことができないと思ひます。その点についてお尋ねしておるのです。

○國務大臣(本多市郎君) これもやはり行政事務に対する政府の考へが、どの仕事にはどのくらいに重点的に考へて行くか、そしてその仕事はどの程度に充実されなければならないというやうなことから決まつて来ると存じます。が、例えば今回の国税庁の職員を、国税としての徴税額は減少し、更に廃止された税等があるに拘わらずこれを増員してあります。それはやはり只今お話をした一つのそうした方面に対しては、ただ現在までの事務量の減少に正比例して人員を査定するという方法でなく、その内容を今少し向上したいという点を考慮いたしまして増員しておるのであります。お話のように今後福利施設等に重点を置いて行かなければならないということも、やはり国力に相應いたしまして充実して行

くように考へて行きたいと思つております。

○堀真琴君 まだ少し私の……

○國務大臣(本多市郎君) 余りむづかしくて分らない……(笑聲)

○堀真琴君 いやむづかしいのじやないのです。根本的の考へ方から、例えば産業行政というものがありませんが、夜警國家の時代においてはできるだけ、殊に國家は中立性ノイトラリテートを主張するわけでありまして。ところが最近のやうな情勢になつて来ればこれに対して産業保護政策を採るか、尤も十九世紀だつて或る遅れた國では保護政策を採ります。併しともかく國家は中立性を要求されておるわけでありまして。そういう場合と、現在とでは産業行政がおのずから違ふと思ふ。機械的に例へばこの行政についてこれだけの仕事があつた、だからこれだけの人数が必要だ、今日はこれだけの行政しかないから減らしていいのだ、或いは殖やしていいのだという形は私は出て来ないと思ふのです。その点について政府の考へをお尋ねしてゐるのです。

○國務大臣(本多市郎君) これは政府といたしましては努めて政府の施策の推移に従つて定員についても勘案して行かなければならぬと思つております。お話の通りそのときそのときによりまして、その施策の重点は推移するものでございまして、やはりその重点と考へられるところには増員をするというふうに考へて行きたいと思つております。

○カニエ邦彦君 提案理由の説明の中に統制の廃止と事務の地方委譲等に伴いということがあるのですが、この事

務の地方委譲されるものに伴う行政は、
一体何と何とであるか、又その人員の
総計は一体どれくらいになるのです
か。

○国務大臣(本多市郎君) これは資料に出ておりますが、主として指定資材の割当事務が地方に委譲されて、その機関がすつくり行くものもあります。少し残るものもあります。例えば農林省資材調整事務所は管区のプロックに百数十名の人を残しまして仕事と共に委譲される、そういうものもございます。

○カニエ邦彦 そうしますとそれらの委譲される人員は大体総合計で……、

○政府委員(大野木克彦君) 総合計で四千二百五十三人でございます。内訳を申し上げますと、大体農林省から千五百二十七、通商産業省から千百、運輸省から千六百二十六、大体そういうことになつております。

○カニエ邦彦君　そうしますと、この四千なにがしという地方庁に委譲されるものは、各省共に二十五年度予算には計上されておると思うのです。その点どうなですか。

○政府委員(大野木充彦君) これは運輸省の一部がいわゆる地方自治法の附則八條の地方事務官として残り、あとは地方の職員となりますが、全額国庫補助の職員となります。ですから予算ではそのまま載っております。

○カニエ邦彦 そうしますと予算ではそのまま載つておるが身分だけは地方庁の役人になる、こういうことになるわけですね。

それじゃ大臣がお出掛になるそうで大臣に一つ質問して置きますが、私は

この前の第五国会で大臣の御存じのうに農林省の食糧庁の修正を本委員会が出したときに、農林省の方としては人件費の予算ではない、外の流用する予算があるということであつたのです。ところがその場合予算の流用ということには可なり問題があつて、そういう増員が修正がでななんだというのです。ところがこの場合私は考えますのに、第五国会のときにそれと同じ予算があるにも拘わらず、そういうことであつたにも拘わらず、今度この二十五年度予算の中に、人件費としてある予算を今度補助金の形で地方庁にやるというようなことが、これが容易にできることじやないのじやないか。そういう措置を今度取られていゝというのですが、その点が一体どういふよゝな法的の根拠においてそういうことがなされるのか、一応大臣の御答弁を願ひたいと思います。

○國務大臣(本多市郎君) お話の通りこれは法的な措置を講ぜられてゐることと存じますが、次長から……

○政府委員(大野木充彦君) 予算総則の中に「所管又は部局等の間において、職務権限に変更があつて、別冊甲号に定める組織区分により、予算を案行することができない場合においては内閣は、所管若しくは部局等の設置若しくは廃止を行い、又は所管若しくは部局等の間において、予算の移し替えをすることができ。」という規定がありまして、これによつて仕事に移りました場合に所管を要することができるとになつております。

○梅津錦一君 食糧公団の今後の整理に對しては、特別な立法措置で退職手当を出し、あればこの前と同じように退

職すると、併し今回整理される者はそうした法が適用されるかどうか。今の食糧公団の問題は特別という意味で政府が特別な考慮を払つたということになるのでしょうか、併し同じ今度は整理される者もそういうような措置が適用されるかどうか、それを伺いたい。

○政府委員（大野木充彦君） 今日提案いたしましたと思いますが、今度の退職手当の臨時措置に関する法律案によりまして、公団の職員につきましても、昭和二十五年度における機構の改廃又は予算実行上の要請によつて退職する者については、行政機関職員定員法の一部を改正する法律の施行に基く定員又は定数の改廃によつて退職する者と同じように扱われることになつております。

○梅津錦一君 もう一つ、今度整理される者に対してその退職に対する退職金の問題は分りましたが、不本意に整

理される者に訴願の道があるかどうか。前回においては大量の被整理者のためにその事務的な処理ができないからという條件で訴願の道がなかったのですが、今回の被整理者は総体として

千名を僅かしか越えていないという少数です。この少数の被整理者が訴願の道があるかどうか、その点をお聴きしたいと思います。

○政府委員(大野木克彦君) 今度の定員法の改正によりましては、行政機関

の職員全体の定員のプラス・マイナスにおきましては千九百余りの退職になくなりますけれども、これは各省別にいたしますと、例えば安本でありますとか、或いは統制の余計に外れます農林省とか通産省とかいう所におきまして

は相当数の退職者が出るわけでありま
す。それでまあ我々見積りましたので

は、やはり四千乃至五千くらいの上退勤者が出るのでないかという見当を附けております。従つてやはり相当数の退勤者になりますし、又それらに対する審査に對しまして、御承知のようにまだいわゆる職階法ができておりません。

ので、事務の手続上から申しまして、昨年と同じような状況にございますの点で、将来職階制ができりますとその点合理的な措置ができらると思つておりますけれども、只今の段階におきま

してはやはり、数から言いましたも、そういう面から申ししても、一応この規定の適用がない方が適当じゃないか、こう考えまして、排除する規定を置いた次第でございます。

○梅津錦一君　職階制が施行されれば、
 そういふ道も開けるけれども、職階制
 は現在施行されておらないというのが、
 一つの理由ですね。尙只今のお話だと、

数が四千乃至五千という少数でないという御意見のようですけれども、公務員全体量かう考えれば四千乃至五千というのは極く少数であつて、これに對する苦情を申し立てたところでその對する苦情を申し立てたところでその

いということになるが、もつと大きな処理をしているのです。鉄道の裁定のあつた大きな問題も職階制に何ら関係がないと思う。然るにあつたものが人事院として割り出されるというならば、一人々々の個々の訴願という問題は、過去における経歴その他によつて当然その身分や位置というものは出て来ると思うのです。そうなればこれに対してこれが適当であるか、不適当であるか、訴願の採扱ができないという理由はないのではないかと、こう思うのですが、その点如何でしょうか。

○政府委員(大野木克彦君) 職階がすべてでないということは只今申しましたように一つの手段なんです、職階制ができれば合理的な退職等の目安になりますので、合理的に解決して行くことができる。従つてその訴願等の審議にも非常に役立つようになる。そういうこともない今の段階でございまして、相当整理して退職が出るというような場合には非常な困難が伴うということもあると思います。

○梅津錦一君 前回のこの訴願を否定したという点には、過分に何か或る意味が含まれておつたのではないかと。そういうことを付度しなくとも今回もそういうことを処置するとすれば、恐らく前と同じような意味における整理があるのではないかと、こう考えるのです。若しそういうことがないとするれば今回の定員法の改正にその訴願の途を塞ぐという事は、余りにかたくなな政府の態度ではないか、私はこう考えるのです。いつになつたならば訴願の形式が解除されるかというその点、一体いつ頃なんですか、もう一度お尋ねしたい。

たい。将来幾度も続くと思うのです。職階制というものが基準にならないとすれば、現在でもすでに訴願の形式が取られていいのではないかと、こう考えるのでありますが、この点もう一度諒いようですが……

○政府委員(大野木克彦君) 政府の最高の政策にもよると思ひますけれども、まあ私共事務的に考えましたのは、非常な大量でない限りは今後そう続くものではないというふうに考えております。

○三好始君 今の梅津委員の質問に関連するといふよりは同じ問題なんです、改正法案の附則第十三項、第十四項の国家公務員法第八十九條から第九十二條までの規定の適用除外の問題なんです、これと同種の規定が現行定員法にもあるわけでありまして、ところが現行定員法によるこの規定と、それから今回の改正法案による附則十三項、十四項とは、規定の仕方は同じであつてもその意味については非常に違つておるのじやないかと思ふのです。意味というよりむしろ整理の事情そのものが非常に違つておると思ふのですけれども、この前は二割とか三割とかいう一定の枠を決めて整理をしたわけでありまして、その整理した人数も相当数に上つておつたわけでありまして、二割とか三割とかいう根拠についても必ずしも科学的なものではなかつたわけですから、實際問題としてどういふふうになつたならば訴願の途を塞ぐという事は、余りにかたくなな政府の方で取られると思ふのであります、今回の改正案に出ておるような定員法の改正は今何を以て止まるものでなくして、殆んど毎年超つて来る性質のものではないかと思ふのです。一つ一つの機関について検討してみますと、極めて僅かの減員、僅かの増員、こういうものが堆積されてどういふ数字が出ておるのみでありまして、決して第五国会で成立した現行定員法による行政整理とは同じではないと思ふのです。ですからこの前と同じような方法で国会公務員法第八十九條から九十二條までの適用を除外するということになりますと、一体公務員法第八十九條から九十二條までの規定はどういう工合に適用するのかわかるといふことが非常に疑わしくなつて来るのです。恐らく今後定員の増減で殆んど毎年法案改正の形に出て来るようにも考えられるのですが、その度にこういうことになりますと非常に問題がやないかと思ふのであります。この点は梅津委員と考へ方が殆んど同じなのであります、現行定員法と今回の改正案とが性質が違つたといふ点から考へまして、一応十三項、十四項は疑問である、こういう私の考へ方に対する見解を重ねて承りたいのであります。

○政府委員(大野木克彦君) 御承知のように今度の定員法の改正は昨年定員法を制定いたしましたときと事情が異なつております。それでこの審査排除の規定も、先程申し上げましたような用意ができ、又一度に退職を予想される数がそれ程でないならば、やはり国家公務員法の精神に従つてこの排除はしない方がよいのかと存じます。ただ今年の状況におきましては、やはり相当数の退職者が或る一定の時期に出るものが予想され、又先程から申し上げたような事情でもございまして、まあ今年の程度であればまだ必要じやないと思ふのであります。

質のものではないかと思ふのです。一つ一つの機関について検討してみますと、極めて僅かの減員、僅かの増員、こういうものが堆積されてどういふ数字が出ておるのみでありまして、決して第五国会で成立した現行定員法による行政整理とは同じではないと思ふのです。ですからこの前と同じような方法で国会公務員法第八十九條から九十二條までの適用を除外するということになりますと、一体公務員法第八十九條から九十二條までの規定はどういう工合に適用するのかわかるといふことが非常に疑わしくなつて来るのです。恐らく今後定員の増減で殆んど毎年法案改正の形に出て来るようにも考えられるのですが、その度にこういうことになりますと非常に問題がやないかと思ふのであります。この点は梅津委員と考へ方が殆んど同じなのであります、現行定員法と今回の改正案とが性質が違つたといふ点から考へまして、一応十三項、十四項は疑問である、こういう私の考へ方に対する見解を重ねて承りたいのであります。

○梅津錦一君 先程本多さんにお尋ねしたのが十分な回答を得られなかつたのですが、統制経済を外したらそれだけ定員を減らしてもいいのではないかと考へ方は、行政事務というものはもうすでに固定的なものであるといふ考へ方の上に立つておると思ふのです。ところが行政事務というのは常に進展して行くものである。例えば中小企業庁を通産省の中に設ける、戦争前にはなかつたものが出来て来る。のみならず個々の行政事務につきましてそれぞれ、例えば現在の産業を振興するために産業行政上において今までとは違つた役目をそれに持たせなくちやならないといふ点があると思ひますが、そういう点については政府はどういう考へでございましょうか。

○政府委員(大野木克彦君) 今度の定員法の査定をいたす場合にはやはりそういう点も考慮いたしました、例えば一番そういう点で影響のあります通商産業省の定員を見る場合、例えば貿易関係の人数であるとか、従つて又輸出に關する検査の事務とか、具体的に申し上げますとそういういったような方面に重点を置きまして人の配置も考へたつもりであります。

○堀真肇君 この提案理由の説明によりますと、先ず第一点として結局差引一千九百何人が減少となる勘定になつておるのですが、併しよく見ますと實際に出血を見るのは一千九百何人という少数ではなかつた相当多数の人が整理されることになる。尤も他方においては増員される部面もありますが、出血

いと思へておりました次第で、将来の状況によりましてこれが本来の形に戻すのが適當だろふと思ひます。

○堀真肇君 先程本多さんにお尋ねしたのが十分な回答を得られなかつたのですが、統制経済を外したらそれだけ定員を減らしてもいいのではないかと考へ方は、行政事務というものはもうすでに固定的なものであるといふ考へ方の上に立つておると思ふのです。ところが行政事務というのは常に進展して行くものである。例えば中小企業庁を通産省の中に設ける、戦争前にはなかつたものが出来て来る。のみならず個々の行政事務につきましてそれぞれ、例えば現在の産業を振興するために産業行政上において今までとは違つた役目をそれに持たせなくちやならないといふ点があると思ひますが、そういう点については政府はどういう考へでございましょうか。

○政府委員(大野木克彦君) 今度の定員法の査定をいたす場合にはやはりそういう点も考慮いたしました、例えば一番そういう点で影響のあります通商産業省の定員を見る場合、例えば貿易関係の人数であるとか、従つて又輸出に關する検査の事務とか、具体的に申し上げますとそういういったような方面に重点を置きまして人の配置も考へたつもりであります。

○堀真肇君 この提案理由の説明によりますと、先ず第一点として結局差引一千九百何人が減少となる勘定になつておるのですが、併しよく見ますと實際に出血を見るのは一千九百何人という少数ではなかつた相当多数の人が整理されることになる。尤も他方においては増員される部面もありますが、出血

を見る、整理される人がそのまま配置転換によつて増員される部分を持つということには私はならないと思ふのですが、学校の職員であるとか或いは結核療養所の職員であるとかいうような特殊なものには全く新しく増員されるものかと思ふ。そうしますと差引一千九百何人という出血はただ数字の上には現れたことであつて、實際の上においては相当多数の整理が行われると思ふのです。而もその整理が今の政府委員の説明や、昨夜の本多大臣の説明によると、必ずしも十分には納得できないと思ふ。どうも貿易関係の方で検査事務の増加を見越して増加するとか何とかいふお話ですが、例えば中小企業の問題にしても従来やつて来たような政策よりもつと積極的にこれを助長するような方向に持つて行かないと、全く中小企業というものは潰れてしまふわけです。そういうようなことを政府当局としては十分見込んで行政職員の定員を決めることが最も合理的だと考へられるのですが、その点について私は考へていないと思ふのですがどうなものでしょうか。

○政府委員(大野木克彦君) 今度の定員を決めます根本の方針でございましてけれども、大体におきまして行政機構なり人員なりが、戦争中並びに戦後において現在まで置かれております日本の国力に比べてまだ膨脹し過ぎてはいないか、従つて又国民負担にそれが転嫁されていふというやうな根本的な考へがございまして、それでできるだけこれを日本の国力に相応したものに圧縮して行きたいという氣持がございまして、併しそれを急激に又不合理にやることは無理でございまして、従つて

事務的に見て、不用になつた事務の面から機構におきましても人員におきましてもその圧縮を図つて行く。従つて今年から申しますと、戦争中並びに戦後の経済的な事情によつて相当膨脹しておりました経済統制関係の仕事が縮減されて来ておりますので、従つてその方面の人員を整理して行く。それで大体に昨年の末今年の定員を査定する方針として一応了解されましたところでは、統制関係の職員は落してその他事務についても極力縮減を図つて、原則として新規の増員はその合理化によつてはみ出された方の人員を以て充てるということの方針としてやつて行くということになりまして、大体定員の査定もそういう方針に従つてやつて行くということでありまして、併しながらもとよりそれは原則でございますが、先程来お話の情勢の変化に伴い、必要な増員等には相当振り替つて来ております。

○堀眞琴君 国力にふさわしい政府職員の定員を設けるというお話であります。が、国力というものを政府の方では具体的にどのようにならぬかを考へておられますか、よく国力ということをお大臣もいわれるのですが、ちよつと国力ということとを説明願います。

○政府委員(大野木克彦君) 甚だむづかしいのでございますけれども、例えば国民所得でありますとか、或いは又版図の状況とかいう点から勘案しまして、それと以前の基準年度と申しますか、そのありましたところと比較いたしまして、今日の状況ではまだ少し機構、人員共に大き過ぎるのじやないかという考へを持つておりますが、それを的確に今どうと申上げることが困難

だと思ひます。

○堀眞琴君 国民所得乃至版図を大体その基準として見て勘案するというお話ですが、基準年度というのは昭和の何年ですか。

○政府委員(大野木克彦君) 大体昭和五年くらいから十年くらいまででありまして、まあ昭和七年くらいのことからやつております。

○堀眞琴君 昭和五年から十年までで七年前後を基準とされる、こういうお話なのでありますが、当時のやほり国力、国民所得乃至版図の面とそれから今日とを比較されて、政府では今日とその当時と比較してどの程度にあるとお考えですか。

○政府委員(大野木克彦君) 今日の状況ではいろいろ要素からそれは考えなければならぬと思ひますけれども、例えば国民所得などの点から見ますれば、まだ当時の水準にはそう大した距離はないようでございますけれども、及んでいないようでございます。而も版図におきましては御承知のように四割近くが減つておるといふような点を考慮に入れております。

○堀眞琴君 今の問題ですが、確かに国民所得は当時の貨幣価値に直せば私はまだあそこまで達してないと思ひます。版図も確かに現在はいないと思ひます。併し内地の人口、労働力から見ますれば、当時と比較にならない程殖えておると思ひます。あの当時の内地の人口は六千何百万ですか、本州を初めとする四大島の人口だけで見まして大体四千何百万になると思ひます。現在は八千万からの人口もある。従つて労働力も私は倍近くなつておると思ひます。そういう点からいへば決して

私は当時の基準年度と比較してそう落ちておるとは思ひないのです。ただそれをどういふ工合に、例えば労働力を配置して労働の生産性を高めるかという点は、政策の点にかかつて来ると思ひます。その点に關しましてどういふ工合にただ單に無暗に仕事を減したから定員を減すというやうな形で、徒らに失業市場だけを増大するということは却つて労働不安を醸成しますし、従つて又十分なる行政能力を高めるという点でも私は非常に悪い影響を与えるのじやないかと思ひますが、その点につきましては如何お考えでしょうか。

○政府委員(大野木克彦君) 當時に比べますと、まあ現在の八十何万という職員の数、これは當時のことはよく分りませんが、大体昭和七年の頃を見ますと、國鉄、専売等を除きますと、たしか推計でございますが約三十五、六万ぐらいの職員、それに比しますとまだ二倍半ぐらいの増員といふふうになつておると思ひます。これはやはり只今お話のやうな福祉的な、例えば社会政策と申しますか、社会福祉とか労働とかいふやうな面に向けられておりますので、只今仰せの通り、當時に比べれば人口は増加いたしておりますし、その外戦後いろいろの特殊の事情も無論ございまして、當時と経済状態は決して同じとは考えられせんので、それらを勘案いたしまして一応まあ推算をいたしまして、まあ若干縮減の余地があるのじやないかといふふうにお考えしております。

○堀眞琴君 只今のお話ですと、大抵當時の予定の人口数或いはその他の数と、それに比例して當時置かれておつた職員の定員と現在との比率を出して少し多過ぎる、こういうお話ですが、當時のやうな行政事務をやつて行政職能があつたやうな形で行われておつたならばそれでもいいと思ひます。併し現在が當時とは違つた職能が国家の上に置かれておると思ひます。それで私は先程あつた質問を申上げたのでありますが、機械的にあの當時の二倍半になつてゐるから多いとか三倍になつてゐるから多いという考へ方は間違つてゐると思ひます。どうしてこの考へはやはりもつと行政能力の度をどう高めるか、現在の例えは産業行政といふものをどうしたら最もその機能を發揮させることができるかといふ、そこに重点を置いてこの定員を決めなくちやいかんと思ひます。ところが去年定員法を通過して又今度は定員法の修正案を出す、又来年になれば同じように修正案が出て来ると思ひます。何故ならその統制経済がなくなつたからそれを減すとか、その他引揚援護事務がどうなつたからどうするのだといふので、一面では減らして又片方ではこれだけ足りないから殖やすといふやうに、非常に機械的に動かしてゐる傾向が見えると思ひます。非常にそういう点で一定の定見がないように私は考えられるのですが、政府ではどういふお考えでその点をやつておられるのですか。まあ事務のいろいろの繁閑の事情によつて、今後又定員を増減するのだというお考えでいられるのですか。それともそうでなく大抵こゝで決つた定員は、將來の或る程度の事務の増加をも見越してこういう定員を出してゐるのだ、こういうお考えなんですか。

○政府委員(大野木克彦君) 根本的には、いろいろ問題はあつたと思ひますけれども、やはり、まあ單純であるかも知れませんが、その必要になりました労働、事務の人数を減らし、又重点を置かなければならぬ。例えば国立学校とか療養所とか或いは又電気通信の關係であるとかいふやうな方面の、國民の福祉的な方面に職員を増して行くといふやうな方向をとつております。

○カニエ邦彦君 堀君の質疑中でありましたが、実は時間十時くらいになりまして、いろいろ外の職員の人達も乗物の關係もございまして、今日はこの程度で質疑を打ち切りたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) カニエ君の動議に御異存はありますか。

【異議なしと稱する者あり】

○委員長(河井彌八君) じややうに決します。今日はこれを以て散會いたします。明日は午前十時から続行いたします。更に午後一時には経済安定委員会と連合会を開くであろうということとを御承知願ひます。有難うございませう。

午後九時四十一分散會

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 カニエ 邦彦君
委員

梅津 錦一君
淺岡 信夫君
小杉 繁安君
城 義臣君
竹下 豊治君
伊達源一郎君
堀 眞琴君
三好 始君

國務大臣

青木 孝義君

本多 市郎君

政府委員

行政管理庁次長 大野木克彦君

総理府事務官
(行政管理庁
管理部長) 中川 融君

中央経済調
査庁次長

奥村 重正君

五月一日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、国土総合開発法案(予備審査の
ための付託は四月二十九日)

昭和二十五年五月二十四日印刷

昭和二十五年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所